

医療法人三省会堀江病院 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成30年 3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についてパンフレットを作成し、職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

平成28年4月～ 職員の具体的なニーズ調査、育児休業等の情報収集
平成28年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の周知を図る。

<対策>

平成28年4月～ 職員の具体的なニーズ調査、短時間勤務制度の情報収集
平成28年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標3：職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間5日以上とする。

<対策>

平成28年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
平成28年10月～ 年次有給休暇の定期的な集計
平成28年10月～ 集計内容の会議等での報告